

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分  
業務仕様書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分業務に係る仕様は、次のとおりとする。

1. 業務の範囲及び内容

甲の事業場から排出する特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びにその他関係法令を遵守し、適正に収集、運搬並びに処分を行う。

主な廃棄物としては以下のとおり

- (1) 感染性廃棄物
- (2) 非感染性廃棄物

2. 業務の遂行頻度

- (1) 乙は甲の事業場から週5回以上、収集運搬をする。
- (2) 12月31日から1月2日までは収集運搬並びに処分をしないことができるものとする。

3. 業務完了報告

乙は毎月の業務終了後、業務完了報告書を作成し甲に提出するものとする。

上記は、毎月の請求書に当月分の運搬処分した廃棄物数量の記載をもって業務完了報告に代えることができる。

4. 秘密保持

乙は、業務の履行に関連して知り得た相手方の秘密を、契約期間中及び契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

乙は上記の他、別添個人情報取扱特記事項を遵守する。

5. 感染症対策

- (1) 乙は、業務遂行するにあたり、業務従事者に対しB型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること。
- (2) 各感染症における抗体価が、陰性または低抗体価と評価された者に対して、「日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること。
- (3) 甲の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること。
- (4) 業務従事者に対し、インフルエンザワクチン並びに新型コロナワクチンを接種すること。
- (5) 上記(1)から(4)までの一切の費用は、乙が負担とすること。

6. 電子マニフェスト

電子マニフェストに対応すること。